

記入例：団体(企業等)の場合

様式第1号（第10条関係）

令和4年6月15日

三春町長 様

住所（所在地） 福島県田村郡三春町字大町1-2

（団体名） 株式会社みはるまち

氏名（代表者名） 代表取締役社長 三春 太郎

三春町町民農園利用申込書

利用を希望する区画があれば、区画図を参照してその区画番号を記入してください。
希望区画が特になければ、例のように「特に無し」と記入してください。

町民農園を利用したいので、三春町町民農園管理運営要綱第10条の
記のとおり申し込みます。なお、申込みに当たり、下記同意事項に

記

利用希望区画番号	特に無し 2区画 ※同時に利用できる区画の数は原則3区画
生産予定農産物	トマト、ピーマン、さつまいも、えんどう豆 など
連絡先電話番号	080-1234-5678 ※原則として必須
連絡先メールアドレス	miharu-machi@sakura.com ※日常的に連絡がとれるものがあれば
団体の概要 ※団体の場合	認知症高齢者のケアサービスを行う グループホームを運営。 ※事業内容等を簡潔に記載

利用希望区画番号だけでなく、区画をいくつ利用したいかも記入してください。
※申込み状況によってはご希望に沿えない場合もあります。

記入いただければ、役場からの通知や連絡（農園利用の承認・不承認等に関する通知等）もメールで行わせていただく場合があります。

※このほか、世帯又は団体において複数の構成員が農園を利用する場合には、利用予定者全員の氏名を記した名簿（任意様式）を添付してください。

【同意事項は2頁目に記載】

世帯・団体の場合は必ず利用予定者全員の名簿も添付してください。

同意事項

私は、三春町町民農園の利用の申込みに当たり、次の各号に掲げる事項について同意します。

- 1 同一の区画に対する複数の申込みが同時にあったときは、抽選により利用者が決定されます。抽選に外れた場合には、申込みを行った区画とは別の区画で利用が承認されることもあります。別の区画に空きがなければ利用が承認されないこととなります。
- 2 農園の利用に当たっては以下の事項を遵守していただくことになります。これらに反したときには、利用の承認を取り消されても異議を申し立てることはできません。
 - (1) 第三者に利用させないこと
 - (2) 敷地内に建物及び工作物を設置しないこと
 - (3) 農産物の生産に関係のない目的に利用しないこと
 - (4) 果樹及び樹木は栽培しないこと
 - (5) 営利を主たる目的として農産物を生産しないこと
 - (6) 施設、設備又は備品を毀損又は滅失しないこと
 - (7) 利用の承認を受けた区画以外の区画への無断立ち入り、敷地内へのごみの投棄、指定された場所以外への駐車その他の他利用者及び周辺住民に対して迷惑となる行為を行わないこと
 - (8) 利用の承認を受けた区画を放置することで周辺区画に悪影響が及ぶことがないよう、適切な管理を行うこと
 - (9) 除草剤及び農薬の使用を低減させ、周辺区画に影響が及ばないよう努めること
 - (10) 利用を終了する日までに利用区画を原状に回復すること
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、農園の適切な管理及び運営のために町長が指示する事項に従うこと
- 3 農園において発生した事件及び事故に関して、町は一切の責任を負いません（ただし、農園の施設、設備又は物品に重大な欠陥があったことにより発生した事故に関しては、この限りではありません）。作業安全や防犯には充分にご注意ください。
- 4 町は、天災、盗難、鳥獣及び病虫害の侵入などにより農園において生産されている農産物に生じた損害に関して、一切の責任を負いません。
- 5 農園の施設、設備又は備品について、故意や重大な過失により損傷させるなどした場合には、その原状回復に必要となる額を賠償していただくことがあります。